

提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

1 意見の募集期間 平成 28 年 4 月 11 日(月)から平成 28 年 5 月 10 日(火)まで

2 意見の件数 9 人 32 件

3 意見の内容と県の考え方

(1) 構想区域等に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	構想区域の設定について、面積や人口、交通状況等、構想区域ごとに差がありすぎると感じます。人口や面積等のバランスをもっと考慮した構想区域を設定すべきと考えますがいかがでしょうか。計画への反映をよろしくご検討ください。	地域医療構想策定ガイドラインにおいて、構想区域は二次保健医療圏が基本とされており、他医療圏との連携を進める高度急性期を除けば、現行の二次保健医療圏で概ね完結できていることから、第6次山口県保健医療計画に定める二次保健医療圏としました。
2	病院に行くときは、家族に送り迎えを頼むことが多い。通院にかかる時間は約 30 分であり、この範囲内で構想を策定してほしい。	なお、二次保健医療圏は、入院治療が必要な医療需要に対応するために設定する区域です。
3	圏域のみにとらわれない、圏域をまたいだ共通課題地域（中山間部等）の地域医療構想を策定してほしい。	入院治療が必要な医療需要に対応する二次保健医療圏を基礎に、適切な医療が受けられるよう、医療提供体制の整備を図ってまいります。

(2) 必要病床数等に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	<p>病床の機械的・強制的な削減計画ではなく、地域に必要な入院医療を守るための、患者・住民にとって望ましい「構想」であるべき。</p>	<p>地域医療構想は、地域における医療提供体制のあるべき姿を示し、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携の推進を図ることを目的としています。</p>
5	<p>『必要病床数の推計結果』は『達成を目指すべき指標』であり、病床を機械的・強制的に削減するものではない」とのスタンスは、どこまで追及されるのか。</p>	<p>地域医療構想の実現に向けた医療機能の分化・連携については、医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議により進められることが前提とされています。</p>
6	<p>必要病床数まで強制的に削減するものではないものの、在宅医療の推進でどこまで対応できるか分からないため不安である。</p>	<p>訪問診療に取り組む医療機関の拡大など、在宅医療の充実を図るほか、療養病床の転換に伴う介護施設等の整備への支援など、受け皿の確保に努めます。</p>
7	<p>「慢性期」病床の4,300床削減は可能なのか、在宅医療の受け皿づくりに展望はあるのか。</p>	
8	<p>必要病床数は、「地域における医療提供体制のあるべき姿」の方向性を示すものであり、医療機関の自主的な取組を進めるための「達成を目指すべき指標」とされている。「達成を目指すべき指標」が「達成目標数値」となって独り歩きしないような進め方が必要だと考える。具体案として、山口・防府医療圏の実情を考えると、急性期病床は、現状通り残すべきと考える。</p>	<p>地域医療構想の実現に向けた医療機能の分化・連携については、医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議により進められることが前提とされています。</p> <p>ご意見については、地域の調整会議に情報提供させていただきます。</p>
9	<p>「必要病床数の推計結果」は「機械的に推計した参考値」のままであり、「地域の実情に応じ」た「自主的な議論」がしっかりと行われたか疑問である。</p>	<p>医療需要の推計は、医療法（施行規則、国通知）に定める算定方法により行いました。</p> <p>入院受療率の地域差を解消するための目標など、選択肢が示されたも</p>

10	<p>「高度急性期」「急性期」「回復期」病床数は、点数による機械的割振りだけでは実情を反映していない。</p>	<p>のについては、策定協議会等を通じて幅広い方々の意見をお聞きしたところです。</p>
11	<p>必要病床数は、削減ありきの数字ではないか。医療が本当は必要なのに、「医療としては軽い」という理由で、入院できないのは、人間としての医療を受ける権利を奪うものだと思う。レセプトを見て病床数を決めることは、医療から県民を遠ざけることになると思う。</p>	
12	<p>診療報酬請求データだけでは、入院に至らず潜在化している医療需要に答えられないという問題が出てくる。この潜在化している医療需要は反映されているのか。</p>	
13	<p>それぞれの地域において、医療機関数や病床数が不足することのないよう将来設計をしてほしい。</p>	<p>関係する医療機関が連携することにより、生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域の医療提供体制の構築が必要と考えています。</p>
14	<p>医療機関の地域の偏在に不安を感じます。萩、長門地域でも山陽並の医療機関の充実を望みます。</p>	<p>ご意見については、地域の調整会議に情報提供させていただきます。</p>

(3) 構想策定後の取組に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	在宅医療の体制整備に関し、人的・物的資源の現状が全く分からない。在宅医療の普及のためには、地域住民の理解が不可欠である。積極的な情報提供をお願いします。	ご意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。
16	どの地域・どの分野で医療を受けてもいいように、医療従事者の確保をお願いしたい。	将来にわたり持続可能な効率的で質の高い医療提供体制の構築のためには、医療従事者の確保は非常に重要な課題です。 引き続き、医療従事者の確保に向けた取組を進めてまいります。
17	医療従事者の採用難は、病院の倒産を意味する。人材確保は、第一義的には各医療機関の自己責任において行うべきものであるが、他県で実施している移住対策等、行政による支援策の検討も必要と考える。	
18	看護師も医師も不足とあるが、どのように解決するのか。病院や介護現場での労働強化につながる恐れもある。在宅での看護・医療をどう進めるか、人員確保をどう進めるか、示してほしい。	
19	構想実現に向け、地域医療構想調整会議において協議とある。各医療機関が自己責任のもと経営改革を行うためにも、医業経営コンサルタントの派遣等、経営力の強化のための支援策の実施が必要	地域の調整会議へも情報提供させていただき、ご意見を伺ってまいります。
20	在宅医療の推進は、医療提供者側の献身性に頼るだけでは限界がある。掲げられている具体的な施策を総合的に実施するための、十分な経営資源の確保と統一的な強いリーダーシップが不可欠	在宅医療を担う人材の養成・確保を図るとともに、医療・介護の多職種の連携により、在宅医療提供体制の充実を進めてまいります。

21	<p>構想の推進に際し、県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの意見の聞き取りを実施してほしい。</p>	<p>構想策定後は、医療関係者のほか、住民団体、介護関係団体、市町等からなる地域医療構想調整会議を設置し、幅広い方々の意見を聞いてまいります。</p>
22	<p>住み慣れた自宅での療養や介護が受けられることは良いことだが、地域にマネジメントを行う専門の方がどれだけ配置できるか不透明。市町の介護計画はこれからかもしれないが、介護も受けられなくなるのではないかと不安である。利用料など、お金の不安なく県民が安心できるような、分かりやすい計画を示してほしい。</p>	<p>また、毎年、山口県医療審議会に報告することにより、より幅広い立場からの意見を求めることとしております。</p>
23	<p>病床機能の転換については、県が主体となり推進していくべき。特に、公立病院については、県と市町が連携し、率先して病床転換を行ってほしい。</p>	<p>地域医療構想の実現に向けた医療機能の分化・連携については、医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議を基礎とした取組が進むよう、必要な情報提供等を行ってまいります。</p>

(4) 表記に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
24	P D C Aサイクルを効果的に機能させるとあるが、実施主体と1サイクルの期間についての記載がない。	ご意見を踏まえ、修正しました。
25	資料の多くが「数表」となっている。地域差や全国平均との差が特に重要となる数値については、グラフ表示による見やすい比較表記を検討してほしい。	ご意見を踏まえ、分かりやすい表記に努めました。
26	専門用語については、資料末に用語解説を付記してほしい。	
27	概要は病床削減が明記されてなく、本文は長くて数字も多く分かりにくい。もう一度、各階層年齢の県民にも理解できるような提案を望む。	
28	年次把握が誰でもできるよう、年代は元号西暦併記してほしい。	ご意見を踏まえ、年号については西暦を併記するよう努めました。

(5) 意見募集の実施方法に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
29	<p>当案件は、関係計画・諸施策、隣接県の状況も確認する必要があります。その様な意見募集をGWを含め、他案件と募集期間が重なる中、通常のパブリック・コメントと同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。資料を再提示の上、期間の延長又は意見募集の再実施を求めます。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長・再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、各種媒体等を通じて、広く意見募集を行っており、期間延長や再実施は考えておりません。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
30	<p>今回の意見募集の広報・記事取扱いがどの程度あったのか、後々、「広報が十分になされたか」を判断する為にも、一般県民が広く目にする新聞にどう広告したか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき4月11日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(4月19日付け山口新聞、中国新聞に突出広告を掲載)により、広報に努めました。</p>
31	<p>県広報誌に、当パブリック・コメントの記事、パブリック・コメント全般の記事・記載は無かったと記憶しております。未記載理由を明示願います。</p>	<p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p>
32	<p>当パブリック・コメントの期間中に、新聞に掲載された「山口県からのお知らせ/山口県広報」(新聞紙面下方4段程度)には、当パブリック・コメントの記事は無かったと記憶しております。未記載理由を明示願います。</p>	<p>また、新聞広告は、「山口県からのお知らせ」又は「突出広告」としており、本パブリックコメントについては、「突出広告(4月19日付け山口新聞・中国新聞)」により広報しました。</p>